

鴻巣市中小企業勤労者 定期健康診断補助事業



鴻巣市では、
従業員50人未満の市内中小企業
が行う勤労者の定期健康診断について、
従業員 1人 あたり 2,000円 の補助を
行っています。

従業員の福利厚生に、是非ご活用ください！

※予算に達し次第、途中で募集を終了させていただく可能性があります。

補助対象



中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模事業者のうち、市内に主たる事業所を有し、当該事業所で常時雇用する従業員が50人未満の事業者が行う

労働安全衛生規則第44条 に定める定期健康診断



(ただし、市税を滞納している事業所は対象になりません)

事業者は、常時使用する労働者（第四十五条第一項に規定する労働者を除く。）に対し、一年以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- | | |
|----------------------|----------|
| 1 既往歴及び業務歴の調査 | |
| 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 | |
| 3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 | |
| 4 胸部エックス線検査及び喀痰検査 | |
| 5 血圧の測定 | |
| 6 貧血検査 | 9 血糖検査 |
| 7 肝機能検査 | 10 尿検査 |
| 8 血中脂質検査 | 11 心電図検査 |

補助対象期間



1事業所につき **3年** を限度とする

お問い合わせ

鴻巣市役所

環境経済部

商工観光課 商工労政担当

TEL : 048-541-1321

FAX : 048-577-8461

Mail : kanko@city.kounosu.
saitama.jp



鴻巣市
公式ホームページは
こちら！



裏面もご確認ください！

補助金申請から交付までのフローチャート

申請者

補助金の交付申請
(第5条)

市

補助金の交付決定
(第6条)

申請者

補助金の交付請求
(第8条)

補助金の振り込み

提出書類① をご提出ください。



鴻巣市中小企業勤労者定期健康診断補助金交付申請書 (様式第1号)

補助金決定通知書 を交付します。

提出書類② をご提出ください。



鴻巣市中小企業勤労者定期健康診断補助金交付請求書 (様式第5号)

- ・ 定期健康診断受診証明書 (別紙1)
- ・ 定期健康診断受診者名簿 (別紙2)
- ・ 受診内容の分かるもの (受診項目、単価等) の写し及び領収書の写し等

指定された口座へ補助金を振り込みます。



※補助金の交付決定後、申請事項を変更しようとするときは、速やかに鴻巣市中小企業勤労者定期健康診断補助金変更交付申請書 (様式第3号) に変更の内容が確認できる書類を添えて、ご提出をお願いします。

提出書類一覧

① 鴻巣市中小企業勤労者定期健康診断補助金交付申請書 (様式第1号)

② 鴻巣市中小企業勤労者定期健康診断補助金交付請求書 (様式第5号)

- ・ 定期健康診断受診証明書 (別紙1)
- ・ 定期健康診断受診者名簿 (別紙2)

※ 備考欄に社長や取締役、事業主などの役員、役職名を記入してください。

鴻巣市内の事業所等に勤務する方のみ対象の補助金ですので、他市の事業所に勤務する方がいましたら備考欄にその旨の記載をお願いします。

- ・ 受診内容の分かるもの (受診項目、単価等) の写し及び領収書の写し等